

## 「令和7年度海岸保全基本計画検討業務委託（薩摩沿岸工区外）」

### 技術提案書 提出要請書

#### 1 業務の概要

##### （1）業務の目的

本業務は、薩摩沿岸、鹿児島湾沿岸、大隅沿岸、薩南諸島沿岸（以下、「4沿岸」という。）の海岸保全基本計画について、国が定めた「海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本的な方針（令和2年11月）」に基づき、気候変動の影響を考慮した新たな防護水準等の検討をした上で、学識経験者の意見等を踏まえて改訂を行い、今後の事業化に向けた検討を行うものである。

##### （2）業務内容

###### 1）計画準備

本業務に関する契約図書、検討内容、貸与資料を十分に把握した上で、業務が円滑かつ適切に実施できるよう、具体的な検討方針や作業スケジュールを検討し、業務計画書を立案、作成する。

###### 2）資料収集整理

既往基本計画の決定根拠となる各地区海岸の諸元（計画外力、施設諸元、長寿命化計画等）について、既往資料等を収集整理する。

また、4沿岸に関する社会情勢等の変化についても調査整理する。

###### 3）現地調査

本業務の検討にあたり、基本計画に定める海岸地形、海岸や背後地の利用状況、海岸保全施設の整備状況等の情報を収集するため、現地調査を行い、現地の状況を把握する。

###### 4）高潮による浸水被害に対する防護水準

設計高潮位及び設計波の設定等の見直し対象とする外力については、RCP2.6シナリオ（2℃上昇相当）における将来予測の平均的な値を基本に検討するものとする。

###### ア 潮位諸元の整理

各潮位観測所の観測情報（朔望平均満潮位、既往最大潮位偏差、既往

最高潮位等）を収集整理する。

#### イ 計画高潮位の設定

計画高潮位の設定にあたっては、国の発出している「気候変動の影響を踏まえた海岸保全施設の計画外力の設定方法等について」（令和3年8月2日付け，3農振第1203号，3水港第1463号，国水海第25号，国港海第113号農林水産省農村振興局整備部防災課長外の通知）や他地区での業務経験を踏まえながら，前項までに得られた潮位諸元をもとに，平均海面水位の上昇量を加算した潮位を設定する。

また，潮位偏差については，既往最大潮位偏差が生じた擾乱を再現し，大規模アンサンブル気候予測データベース（d2PDF）を活用した将来予測による高潮推算により，計画最大潮位偏差を算出するものとする。

#### ウ 設計沖波の設定

沖波の諸元については，国土交通省九州地方整備局が所有する確率波高計算処理システムを使用し，対象海域の波浪推算データより設計沖波を設定する。

なお，同システムの使用については，発注者を通じて調整を行うものとする。

#### エ 波浪変形計算

前項で設定した設計沖波に平均海面水位の上昇量を加味した上で，エネルギー平衡方程式等により波浪変形計算を実施する。

#### オ 堤前波の算出

前項で実施した波浪変形計算結果に基づき，海岸保全施設前面における堤前波諸元（波高，周期，波高）を算出する。

#### カ 計画天端高の設定

前項で算出した堤前波より，うちあげ高又は越波量を考慮して，計画天端高を設定する。

#### キ 防護性能の評価

前項で設定した計画堤防高と現況堤防高を比較し，現況施設が高潮への防護性能を確保できるか評価を行う。

5) 津波による浸水被害に対する防護水準

ア 設計津波水位の設定

過年度に検討した設計津波水位に，平均海面水位の上昇量を加算して再設定する。

なお，過年度の業務成果については，発注者から貸与する。

イ 防護性能の評価

設計津波水位と4)の高潮による計画天端高を比較し，いずれの防護性能が望ましいか評価する。

6) 侵食被害に対する防護水準

ア 侵食の検討が必要となる海岸の抽出

面的防護を実施している海岸等，砂浜の効果を加味して海岸の防護性を確保している海岸の抽出を行う。

イ 浜幅後退量の算出

現況と浜幅と前浜勾配より，平均海面水位の上昇に伴う砂浜の後退量を算出する。

ウ 防護性能の評価

後退後の海岸形状に対し，見直した潮位，波浪条件を基にうちあげ高を計算することで，現況施設が現計画外力に対して高潮への防護機能を確保できているか評価を行う。

7) 海岸保全施設の整備に関する事項の検討

ア 海岸保全施設を整備しようとする区域の整理

海岸の防護に関する事項の検討結果より，高潮，津波，侵食に対する防護の必要性がある区域を再度整理する。

イ 海岸保全施設の種類，規模及び配置等の検討

前項までの検討を踏まえ，海岸の防護に必要な海岸保全施設の種類，規模，配置等の整備方針を検討する。

ウ 受益の地域の整理

国土地理院の地盤データを基に，レベル湛水法等の簡易的な手法により，受益の地域を設定する。

エ 海岸保全施設の整備に対する方針検討

前項までの検討結果を踏まえ、短期的又は中期的な視点から、本沿岸における海岸保全施設の整備に対する方針を検討する。

8) 事業採択に向けた概略検討

ア 概算整備費用の算定

7) イで検討した整備計画案に係る概算整備費用について、代表断面を用いた簡易的な手法により算出する。

イ 海岸保全施設による受益の地域及びその状況整理

前項までの検討結果をもとに、海岸事業の費用便益分析指針を参考にした概略の検討を行う。

ウ 受益の地域の資産状況の整理

7) ウで設定した受益の地域内の資産状況を国土数値情報等から算出し、概算の被害軽減額を算定する。

9) 海岸保全基本計画の改訂

本業務にて検討した海岸の保全に関する事項及び海岸保全施設の整備に関する事項の案をとりまとめ、海岸保全基本計画を改訂するための資料を作成する。

なお、資料の作成にあたっては、近年の社会情勢等の変化についても反映させるものとする。

また、本業務にて検討した外力設定等を地区海岸毎にとりまとめた台帳を作成する。

10) 学識経験者等からの意見聴取の取組

海岸保全基本計画の改訂に向けて、学識経験者等から意見を聴取するために設置している、鹿児島県海岸保全基本検討委員会（以下、「検討委員会」という。）の資料作成及び議事録作成等を行うものとする。

また、必要に応じて、検討委員会の開催に先立ち、国土交通省に対して技術相談を行うものとする。

なお、検討委員会は3回の開催を想定しているが、必要に応じて回数を変更する場合がある。

11) 関係機関協議資料作成

本業務で検討した外力設定等を整理し，国土交通省及び農林水産省と協議する資料を作成する。

12) 報告書作成

本業務の目的を踏まえ，海岸保全基本計画を改訂するための資料を作成するとともに，業務の各項目で作成された検討内容や成果等について取りまとめを行い，報告書を作成する。

また，業務の成果概要を説明するための概要版を作成する。

- ・電子媒体（CD-R等 正1枚，副4枚）
- ・紙媒体（簡易ファイル）1部（参考資料，概要版を含む。）
- ・その他，調査員が指示するもの

13) 打合せ協議

打合せ協議は，業務開始時，中間時（3回），成果とりまとめ時の計5回以上を実施する。なお，打合せを行う場合は，管理技術者が立ち会うものとし，リモート会議方式による打合せも可とする。

（3）技術提案を求める特定テーマ

本業務において技術提案を求めるテーマは，以下に示す事項である。

気候変動の影響を考慮した海岸保全基本計画の改訂において，高潮，津波，侵食に対する新たな防護水準（海岸堤防の天端高）を設定するにあたり，他地区での業務経験や知見を踏まえ，4沿岸における課題と課題に対する適切な検討手法について技術提案を求める。

（4）履行期間

履行期間は，以下のとおり予定している。

契約締結の翌日～令和8年3月19日（木）

（5）業務実施上の条件

配置予定技術者に対する要件は，以下のとおりとする。

ア 管理技術者の資格

以下のいずれかの資格を有する者とする。

- ・技術士：総合技術監理部門（建設-河川，砂防及び海岸・海洋）
- ・技術士：建設部門（河川，砂防及び海岸・海洋）
- ・RCCM（河川，砂防及び海岸・海洋）

イ 管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績

管理技術者は、平成27年度以降に完了した業務において〔1〕又は〔2〕の実績を有すること。

〔1〕同種業務：気候変動の影響を踏まえ、高潮、津波、侵食に対する新たな防護水準を設定した海岸保全基本計画の改訂に関する業務

〔2〕類似業務：高潮浸水シミュレーションを伴う高潮浸水想定区域図作成に関する業務

ウ 担当技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績

担当技術者は、平成27年度以降に完了した業務において〔1〕又は〔2〕の実績を有すること。

〔1〕同種業務：気候変動の影響を踏まえ、高潮、津波、侵食に対する新たな防護水準を設定した海岸保全基本計画の改訂に関する業務

〔2〕類似業務：高潮浸水シミュレーションを伴う高潮浸水想定区域図作成に関する業務

エ 配置予定技術者の手持ち業務量

令和7年5月7日現在の手持ち業務量（特定後未契約のものも含む）

管理技術者：全ての手持ち業務の契約金額が5億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者

担当技術者：全ての手持ち業務の契約金額が5億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者

（6）成果品

本業務は電子納品対象業務とする。

電子納品とは、共通仕様書等において規定される資料のうち、鹿児島県電子納品ガイドライン（受注時最新版）：（以下、「ガイドライン」という。）等に基づいて作成した電子データを指す。

電子媒体や電子データは、ガイドラインに示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

本業務の成果品については、ガイドラインに基づき作成することとする。

（7）提出方法

本業務の技術提案書は、持参、郵送又は電子メール（着信確認をすること。）による提出とする。

（８）その他

本業務の特記仕様書（案）は別紙－１のとおりである。

２ 技術提案書の作成及び記載上の留意事項

（１）技術提案書作成上の基本事項

プロポーザルは、調査、検討及び設計業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。本要請書において記載された事項以外の内容を含む技術提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

（２）技術提案書の作成方法

技術提案書の様式は別添の（様式－１～５）に示すとおりとする。なお、文字サイズは10ポイント以上とする。

（３）技術提案書の内容に関する留意事項

| 記載事項        | 内 容 に 関 す る 留 意 事 項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 業務実施体制      | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 配置予定の管理技術者及び担当技術者を記載する。</li><li>・ 担当技術者は、実施する分野ごとに代表技術者を１名ずつ最大３名まで記載することができる。</li><li>・ 技術提案書の提出者以外の企業等に所属する者を担当技術者とする場合には、企業名等も記載すること。</li><li>・ 他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載するものとする。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。</li><li>・ 記載様式は様式－２とする。</li></ul> |
| 配置予定技術者の経歴等 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 配置予定の管理技術者及び担当技術者について、経歴等を記載する。</li><li>・ 「同種又は類似業務」を記載する場合は、平成27年度以降に完了した業務とする。ただし、照査技術者として従事した業務は除く。</li></ul>                                                                                                                                                                                         |

|                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 記載する業務数は、技術者 1 名につき 1 件とする。</li> <li>・ 手持ち業務量は、令和 7 年 5 月 7 日現在、鹿児島県以外の発注者のものも含めすべて記載する。<br/>手持ち業務とは以下のものを指す。<br/>管理技術者：管理技術者となっている500万円以上の他の業務<br/>担当技術者：管理技術者及び担当技術者となっている500万円以上の他の業務</li> <li>・ プロポーザル方式による本業務以外の業務で配置予定技術者として特定された未契約業務がある場合には、手持ち業務の対象とし、業務名の後に「特定済」と明記するものとする。</li> <li>・ 記載様式は、管理技術者、担当技術者については様式－ 3 を用いることとし、配置技術者 1 名につき A 4 版 1 枚に記載する。</li> </ul> |
| 配置予定技術者の同種又は類似業務の実績 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配置予定の管理技術者、担当技術者が過去に従事した「同種又は類似業務」等の実績について記載する。記載する業務は、様式－ 3 に記載した業務とする。</li> <li>・ 技術提案書の提出者以外が受託した業務の業務実績を記載する場合は当該業務を受託した企業名等を記載すること。</li> <li>・ 記載様式は様式－ 4 とし、図面、写真等を用いる場合も含め、配置予定技術者 1 名につき A 4 版 1 枚に記載する。</li> </ul>                                                                                                                                                   |
| 特定テーマに対する技術提案       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本要請書の 1. （2）業務内容に示した、特定テーマに対する取り組み方法を具体的に記載する。</li> <li>・ 記載にあたり、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることは支障ないが、本件のために作成した C G や詳細図面等を用いる事は認めない。</li> <li>・ 記載様式は様式－ 5 とし、1 テーマにつき A 4 版 1 枚に記載する。</li> </ul>                                                                                                                                                                           |
| 参考見積書（概算）           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要な経費を概算し、参考見積りとして提出すること。</li> <li>・ 参考見積り（概算）は、2. （4）で提示する業務規模と大きくかけ離れていないことを確認するために用いる。</li> </ul> <p>※ なお、積算の参考とするため、特定者に再度見積りを依頼する。</p>                                                                                                                                                                                                                                   |

#### （４）業務の目安

本業務の参考業務規模は、157百万円程度を想定している。

#### （５）作成に用いる言語等

書類の作成に用いる言語は日本語，通貨は日本国通貨，単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

(6) 技術提案書の無効

提出書類について，この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。

(7) 既存資料の閲覧

技術提案書の作成にあたり，以下の資料を閲覧することができる。ただし，事前に文書により閲覧申請を行うこと。

閲覧申請様式は任意とするが，希望閲覧日時，閲覧資料，連絡先（会社名等，住所，来庁者名，電話番号）は記載すること。

ア 閲覧場所：鹿児島県土木部河川課内

イ 閲覧期間：技術提案書の提出期限の前日までの土曜日，日曜日及び行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）1条に規定する休日（以下「休日」という。）を除く毎日，8時30分から17時まで

ウ 資料：①鹿児島県 5 沿岸海岸保全基本計画変更業務委託 報告書（平成29年12月）  
②鹿児島県海岸保全基本計画検討委員会（第1回八代海沿岸）資料一式（令和7年3月）

3 プロポーザル参加表明書及び技術提案書の提出方法，提出先及び提出期限

(1) プロポーザル参加表明書（別記様式第1号）及び同種及び類似業務等実績調書

（別記様式第2号）

ア 提出方法：持参，郵送又は電子メール（着信確認をすること。）のいずれかによる。

イ 提出場所：鹿児島県 土木部 河川課 防災海岸係

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

電 話 099-286-3595（直通）

E-mail boukai@pref.kagoshima.lg.jp

ウ 提出期限：令和7年5月15日（木） 17時（必着）

(2) 技術提案書（別添様式1～5）

ア 提出方法：持参，郵送又は電子メール（着信確認をすること。）の

いずれかによる。

イ 提出場所：（１）イに同じ。

ウ 提出期限：令和７年６月３日（火）１７時（必着）

#### 4 提出要請書の内容についての質問の受付及び回答

（１）提出要請書に対する質問がある場合においては，次に従い，提出すること。

ア 受領期間：令和７年５月７日（水）から令和７年５月２０日（火）まで（休日を除く）

毎日８時３０分から１７時まで

イ 提出場所：３（１）イに同じ。

ウ 提出方法：文書（様式は自由）により行なうものとし，持参，郵送又は電子メール（着信を確認すること。）のいずれかの方法でも可能とする。

（２）質問に対する回答は，質問を受理した日から起算して７日（休日を含まない。）以内に，鹿児島県ホームページに掲載する。なお，個別に回答は行わない。

#### 5 技術提案書を特定するための評価基準

（１）技術提案書の評価項目，判定基準，及び評価のウェイトは，次表のとおりである。

担当技術者の記載は３名以下とする。

なお，複数の担当技術者を提案した際の評価は，担当技術者ごとに全評価項目の点数を合計し，その最下値で行うこととする。

TECRIS登録については，提出された担当技術者の登録は必須とするが，提出された担当技術者以外の登録も認めるものとする。

| 評価項目           | 評価の着目点 |         |                       |                                                                                                                                                             | 評価のウェイト |       |    |
|----------------|--------|---------|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|-------|----|
|                |        |         |                       | 判断基準                                                                                                                                                        | 管理技術者   | 担当技術者 |    |
| 配置予定技術者の経験及び能力 | 資格要件   | 技術者資格等  | 技術者資格，その専門分野の内容       | 下記の順位で評価する。<br>① 技術士を有する（総合技術監理部門，建設部門のいずれか）。<br>② R C C Mを有する。<br>なお，管理技術者が上記以外の場合は特定しない。                                                                  | 10      | 10    | 70 |
|                | 専門技術力  | 業務執行技術力 | 同種又は類似業務等の実績内容        | 下記の順位で評価する。<br>① 平成27年度以降の同種業務の実績<br>② 平成27年度以降の類似業務の実績<br>なお，1名でも業務実績が無い場合は特定しない。                                                                          | 10      | 10    |    |
|                | 情報収集力  | 地域精通度   | 過去5か年度の鹿児島県内での類似の業務実績 | 下記で評価する。<br>鹿児島県内における高潮浸水シミュレーションを伴う高潮浸水想定区域図作成業務実績あり。<br>なお，上記に該当しない場合は加点しない。                                                                              | 5       | 5     |    |
|                | 専任性    | 専任性     | 予定技術者の手持ち業務の状況        | 下記の順位で評価する。<br>① 全ての手持ち業務の契約金額が1億円未満かつ契約件数が3件未満<br>② 全ての手持ち業務の契約金額が1億円以上5億円未満かつ10件未満。又は，5億円未満かつ3件以上10件未満。なお，1名でも手持ち業務の契約金額が5億円以上又は，手持ち業務の件数が10件以上の場合は特定しない。 | 10      | 10    |    |

| 評価項目          | 評価の着目点 |          |                                                       | 評価のウェート |       |     |
|---------------|--------|----------|-------------------------------------------------------|---------|-------|-----|
|               |        |          | 判断基準                                                  | 管理技術者   | 担当技術者 |     |
| 評価テーマに対する技術提案 | 評価テーマ  | 的確性      | 地形，環境，地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。                   | 20      |       | 150 |
|               |        |          | 必要なキーワード（着眼点，問題点，解決方法等）が網羅されている場合に優位に評価する。            | 20      |       |     |
|               |        |          | 事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。                        | 20      |       |     |
|               |        | 実現性      | 提案内容が技術的，社会的に困難でないなど実現性が高い場合に優位に評価する。                 | 30      |       |     |
|               |        |          | 提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。                    | 30      |       |     |
|               |        | 独創性      | 周辺分野，異分野技術を援用した，独創的かつ高度の検討，解析手法の提案がある場合に優位に評価する。      | 30      |       |     |
| ヒアリング         | 専門技術   | 専門技術力の確認 | 業務を実施するために必要となる専門技術力及び業務に関連する専門技術の知識に富んでいる場合に優位に評価する。 | 40      |       | 80  |
|               | 取組姿勢   | 業務への取組意欲 | 本業務の目的，内容を十分理解し，技術提案内容等を的確に説明するなど取組意欲が高い場合に優位に評価する。   | 40      |       |     |
| 参考見積り         |        |          | 提示された業務規模と大きくかけ離れている場合には特定しない。                        | 数値化しない  |       |     |
| 合 計           |        |          |                                                       | 300     |       |     |

## 6 ヒアリング

- (1) 提出された技術提案書について、以下のとおりヒアリングを行う。
  - ア 実施方法：リモート会議方式で実施
  - イ 実施年月日：令和7年6月4日(水)～6月5日(木)のうちの1日  
(休日を除く。)を予定している。
  - ウ ヒアリングの日時は、河川課から通知し、調整のうえ決定する。
  - エ 出席者：管理技術者
- (2) ヒアリングでは主に技術提案書に記載された以下の事項について質疑応答を行う。
  - ア 管理技術者の経歴について
  - イ 管理技術者の業務実績について
  - ウ 特定テーマに対する技術提案全般について
- (3) ヒアリング時の追加資料は受理しない。

## 7 非特定理由に関する事項

- (1) 技術提案書を提出した者のうち、技術提案書の提出者及びヒアリング対象者として特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨を書面（非特定通知書）により通知する。
- (2) (1) の通知を受けた者は、鹿児島県土木部河川課長に対して非特定理由について、次に従い、書面により説明を求めることができる。
  - ア 提出期限：特定しなかった旨の通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内の17時まで。
  - イ 提出場所：3. (1) に同じ。
  - ウ 提出方法：持参，郵送又は電子メール（着信確認をすること）による。
- (3) 鹿児島県土木部河川課長は、説明を求められたときは、提出期限の翌日から起算して10日以内（休日を含む。）に説明を求めた者に対し書面により回答する。
- (4) 非特定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。
  - ア 受付場所：3. (1) イに同じ。
  - イ 受付時間：8時30分から17時まで。

8 契約書作成の可否等

鹿児島県の契約書書式により，契約書を作成するものとする。

9 前払金

前払金 30%以内（ただし，受注者から前金の請求が有った場合）

なお，部分払いは行わない。

10 その他の留意事項

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 2. (3) の同種又は類似業務の実績については，我が国における公共事業の同種又は類似の業務実績をもって判断するものとする。
- (3) 技術提案書の作成，提出及びヒアリングに関する費用は，提出者の負担とする。
- (4) 技術提案書に虚偽の記載をした場合には，技術提案書を無効とするとともに，虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (5) 提出された技術提案書は返却しない。なお，提出された技術提案書は，技術提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。また，特定された技術提案書を公開する場合には，事前に提出者の同意を得るものとする。
- (6) 技術提案書の提出後において，原則として技術提案書に記載された内容の変更を認めない。また，技術提案書に記載した予定技術者は，原則として変更できない。ただし，病休，死亡，退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には，同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (7) 同一の技術者を重複して複数業務の配置予定の技術者とする場合において，他の業務を落札したことにより（プロポーザル方式による場合は特定されたことにより）配置予定の技術者を配置できなくなったときは，直ちに技術提案書の取下げを行うこと。
- (8) 技術提案書の特定後に，提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のために，業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。
- (9) 第1回目の見積りが不調となった場合，再度見積りに移行する。再度見積りの日時については，発注者から指示する。
- (10) 本業務について，主たる部分の再委託等は認めない。
- (11) 特定された技術提案書の内容については，業務に適切に反映するものとする。
- (12) 技術提案書の内容が受注者の責めにより実施されなかった場合は，業務成

績評定を減ずるなどの措置を行う。